一　名称及び区域

名称	区域
牛ヶ首海域公園地区	山口県大島郡周防大島町地家室地先
地家室海域公園地区	山口県大島郡周防大島町地家室地先
伊崎海域公園地区	山口県大島郡周防大島町外入地先
沖家室海域公園地区	山口県大島郡周防大島町沖家室地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、天竜奥三河国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び愛知県庁に備え付けて供覧する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

○環境省告示第十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第三項第二号の規定に基づき、平成二十二年十一月環境省告示第八十二号（自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

表山陰海岸国立公園の項の次に次の項を加える。

瀬戸内海国立公園	瀬戸内海国立公園海域公園地区の全域

一　次の単独施設を削除する。

種類	位置
休憩所	愛知県北設楽郡設楽町（東山・松原山）
案内所	愛知県北設楽郡設楽町（東山・松原山）
給水施設	愛知県北設楽郡設楽町（東山・松原山）

二　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	愛知県北設楽郡設楽町（東山・松原山）
博物展示施設	愛知県北設楽郡設楽町（高笹・天狗棚）

三　次の歩道を追加する。

愛知県新城市（門谷字上浦）から同市（門谷字鳳来寺）まで、同市（門谷字鳳来寺）から同市（門谷字鳳来寺）まで及び同市（門谷字鳳来寺）から同市（門谷字鳳来寺）まで

愛知県新城市（乳岩）から同市（乳岩）まで

四　公園計画を表示した図面（省略）

	ベロネラ・ルブラ（ウミイチゴ）、コリナクティス未同定種・ヴィリディス（ウスママホネナシサンゴ）、ハルクリアス・カルメレニ（カワリギンチャク）、アルヴェオポラ・ヤポニカ（ニホンアワサンゴ）、デンドロフュルリイダエ（キサンゴ科）全種、アンティパセス・ヤポニカ（ウミカラマツ）

特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第一号ニの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

○環境省告示第十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第一号ニの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条第一項第一号ニの環境大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一　日本工業規格Ａ一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

二　自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

三　埋め立てた特定廃棄物（規則第二十六条第一項に規定する特定廃棄物をいう。）と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

四　地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

五　目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。ただし、長期的に安全を確保するために必要な措置を講じた場合には、この限りではない。

六　その他放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

○環境省告示第十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第七号及び第二項第七号イの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置

（放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超える特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条第一項第七号の環境大臣が定める措置は、次に掲げる要件を備えた覆いにより開口部（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、埋立処分が終了した区画に係る開口部に限る。以下同じ。）を閉鎖することとする。

一　日本工業規格Ａ一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

二　自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

三　埋め立てた特定廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

四　地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

五　放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

（公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラム以下である特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置）

第二条　規則第二十六条第二項第七号イ本文の環境大臣が定める措置は、次に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

一　厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌その他これに類するものであること。

二　放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

第三条　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イ本文の環境大臣が定める措置は、前条第一号に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラム以下である特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置）

第四条　規則第二十六条第二項第七号イただし書の環境大臣が定める措置は、第一条各号に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

第五条　規則第二十六条第三項第一号及び第四項第一号の規定によりその例によることとされる規則第二十六条第二項第七号イただし書の環境大臣が定める措置は、第一条第一号から第四号までに掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。